

違反転用に対する処分（法第51条）

第1 違反転用者等（法第51条第1項）

- (1) 法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人
- (2) 法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付した条件に違反している者
- (3) (1) (2)に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負った者又はその工事その他の行為の下請人
- (4) 偽りその他不正の手段により、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者

第2 処分（命令）

- 1 土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第4条若しくは第5条の規定によってした①許可を取り消し、②その条件を変更し、若しくは③新たに条件を付し、又は④工事その他の行為の停止を命じ、若しくは⑤相当の期限を定めて原状回復⑥その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第51条第1項）
- 2 前項の規定による命令をしようとするときは、規則で定める次の事項を記載した命令書を交付しなければならない。（法第51条第2項）
 - ア 停止すべき工事その他の行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容
 - イ 命令の年月日及び原状回復等の措置を講ずべき旨の命令をするときはその履行期限
 - ウ 命令を行う理由
 - エ 原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に定める期日までに命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、原状回復等の措置を知事等が自ら講ずることがある旨及び原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨
- 3 処分（命令）をしようとするときは、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。

第3 行政代執行（法第51条第3項、第4項、第5項）

- 1 知事等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、自ら原状回復等の措置を講じることができる。この場合において、イに該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。（法第51条第3項）
 - ア 原状回復等の措置を講ずべき旨の命令に定める期限までに命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、講じる見込みがないとき
 - イ 原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確認できないとき
 - ウ 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき
- 2 知事等は、原状回復等の措置を講じたときは、それに要した費用について、規則で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。（法第51条第4項）

- 3 負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。
(法第51条第5項)

第4 無断転用(第1の(1))にかかる処理 (※ただし、県知事の許可事案に限る。)

- 1 農業委員会は、違反転用事案を知ったとき(振興局等からの調査要請による発見を含む。)は、次により対応することとする。

① 違反転用行為が完了していない場合

ア 違反転用行為を確認した場合で、工事が完了していないと判断したときは、違反転用者等に対し口頭で工事の中止等を指導することとする。

イ 違反転用行為を確認した場合は、直ちに振興局に報告(参考様式第26号)するとともに、今後の対応方針について速やかに振興局と協議を行うこととする。

ウ 振興局との協議の結果、県から違反転用者等に対し工事の停止又は原状回復等の是正指導を行うこととなった場合は、振興局に遅滞なく違反転用事案報告書(要領様式例第4号の14)を提出することとする。

なお、是正指導を行わない場合は、違反転用者等から知事あての始末書を徴した上で転用許可申請書を提出させることとし、必要に応じ違反転用者等呼び出し、説明を求めることとする。

② 違反転用行為が完了している場合

違反転用行為を確認した場合で、工事が完了していると判断したときは、振興局に報告(参考様式第26号)するとともに、今後の対応方針について速やかに振興局と協議を行うこととする。

その後の処理は、1の①のウの取扱いと同様とする。

- 2 振興局は、農業委員会から報告があったときは、次により対応することとする。

ア 違反転用事案について、詳細な違反内容を把握する必要がある場合は、農業委員会と連携のうえ、速やかに現地調査、違反転用者等からの聞き取りを行い、必要に応じ口頭指導等を行うこととする。

なお、2haを超える事案又は緊急を要する事案については、農林水産総務課に連絡を入れることとする。

イ 詳細な違反内容を把握した上で、今後の対応方針について速やかに農業委員会と協議を行うこととする。

また、関係行政機関との連携が必要な場合は、担当部局と今後の対応方針について協議を行うこととする。

ウ 農業委員会との協議の結果、県から工事の停止又は原状回復等の是正指導を行うこととなった場合は、農業委員会に違反転用事案報告書(要領様式例第4号の14)を提出するよう依頼することとする。

なお、是正指導を行わない場合は、違反転用者等に対し許可指令書交付時に書面により指導(参考様式第27号)することとする。

また、許可をするにあたり必要に応じ違反転用者等呼び出し、始末書の内容について、説明を求めることとする。

エ 農業委員会から違反転用事案報告書の提出があったとき又は緊急を要するときは、違反転用者等に対し書面により工事の停止又は原状回復等の是正指導(参考様式第28

号・第29号)を行うこととする。

その指導に応じない場合は、違反転用者等に対し書面により工事の停止又は原状回復等の勧告をするとともに、処分又は命令を行う旨の予告を書面により違反転用者等に通知(要領様式例第4号の15)することとする。

なお、書面により違反転用者等に対し是正指導を行ったときは、農業委員会にその旨通知することとする。

3 県は、違反転用者等が勧告に従わないため、処分又は命令をしようとする場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づき聴聞及び弁明の手続きを執ることとする。

4 県は、違反転用事案の内容及び聴聞及び弁明の内容を検討するとともに、違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に判断して、処分又は命令すべき措置の内容を決定した場合は、これを書面により違反転用者等に対して通知(要領様式例第4号の16.17)することとする。

なお、書面により違反転用者等に対し通知したときは、農業委員会にその旨通知することとする。

5 農業委員会は、2のエ又は4による通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導することとする。

6 農業委員会は、違反転用者等が処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導することとする。

7 県及び農業委員会は、処理経過を明確にさせるため、事案ごとに違反転用事案処理簿(参考様式第30号)を作成し、関係書類とあわせて保存することとする。

8 県及び農業委員会は、違反転用者等が是正指導に従わない場合は、刑事訴訟法第239条第2項による刑事告発について、関係機関と協議のうえ決定することとする。

【違反転用に対する処理の流れ】

